

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年3月30日

**【会社名】** ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社

**【英訳名】** GungHo Online Entertainment, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 森 下 一 喜

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役CFO経営管理本部長 坂 井 一 也

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区三番町3番地10

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長森下一喜及び当社最高財務責任者坂井一也は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的観点を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社並びに持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社8社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

当社の子会社において、同社の前経営者に対し、不適切な退職慰労金支払いが、適切な承認手続きを経ずに行われていたことが平成21年12月に発覚し、財務報告に係る重要な問題が生じました。

本問題より認識した不備は、以下の通りです。

- ・ 同子会社のコンプライアンス教育及び内部通報制度の運用が不十分であったこと
- ・ 同子会社の現預金突合と現金実査の報告書承認手続きが不十分であったこと
- ・ 当社及び同子会社における決算報告の承認手続き、及びそのモニタリングが不十分であったこと

なお、本問題発覚後、上記不備については本報告書提出日現在までに改善運用を実施いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用について、その重要性を強く認識しており、再発防止に向け同子会社の規定改定による資金管理手続きの実効性の改善、及び当社グループの決算報告に係る統制活動の効果的な整備・運用を行い、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を推進する方針であります。

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。